

10) 期末手当・勤勉手当

苫前町	北海道	国
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,328千円	1人当たり平均支給額 (25年度) 1,521千円	—
(25年度支給割合) (期末手当) 勤勉手当 (2.60)月分 (1.35)月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) (期末手当) 勤勉手当 (2.60)月分 (1.35)月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) (期末手当) 勤勉手当 (2.60)月分 (1.35)月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級 等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級 等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級 等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

~勤務実績に応じて支給している。

11) 退職手当(平成26年4月1日現在)

苫前町	国
(支給率) 自己都合/勲奨・定年 勤続20年 21.62月分/27.025月分 勤続25年 30.82月分/36.57月分 勤続35年 43.70月分/52.44月分 最高限度額 52.44月分/52.44月分 その他加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	(支給率) 自己都合/勲奨・定年 勤続20年 21.62月分/27.025月分 勤続25年 30.82月分/36.57月分 勤続35年 43.70月分/52.44月分 最高限度額 52.44月分/52.44月分 その他加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)
1人当たり平均支給額 21,037千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年の退職者に支給された平均額である。

12) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績	— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	— %	
手当の種類(手当数)	— 件	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務
防疫等作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに黄熱、結核及びハンセン症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いのある者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員	左記職員に対する支給単価
		1日につき 500円
死体処理作業手当	死体の処理作業に従事した職員	1日につき 2,000円
除雪作業従事手当	運転技術員が午後5時から翌日の午前6時までの間又は暴風雪警報若しくは大雪警報発令若しくは大雪警報発令下において行う除雪車による除雪作業に従事したとき	1時間につき 60円
異常圧力内作業手当	職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき	1時間につき、潜水深度に応じて310円から1,500円の範囲内の額
牛馬取扱手当	牛馬を行うピロプラズマ等の予防接種作業に従事したとき	1日につき 230円

13) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	9,360千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	218千円
支給実績(25年度決算)	9,981千円
支職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	172千円

6) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区分	苫前町	北海道	国	
一般行政職	大学卒	172,200円	170,716円	172,200円
	高校卒	140,100円	139,258円	140,100円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成26年4月1日現在)

区分	経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年	
一般行政職	大学卒	250,450円	284,450円	350,700円
	高校卒	205,350円	243,650円	296,400円

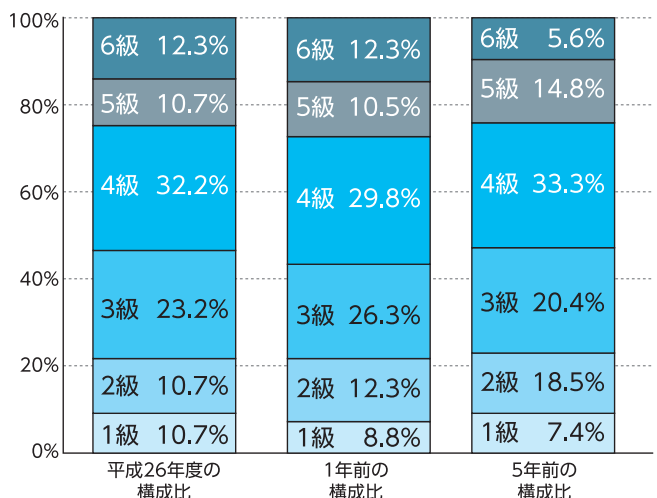
(注) 各経験年数区分は、近似の階層を含めて平均したものである。

8) 一般行政職の級別職員数の状況(平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師・保健師・栄養士及び主事補の職務	6人	10.7%
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	6人	10.7%
3級	1 保健師長、係長、主査又は主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	13人	23.2%
4級	1 課長補佐又は主幹の職務 2 困難な業務を処理する係長、主査又は主任の職務	18人	32.2%
5級	1 課長、室長事務局長又は参事の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又は主幹の職務	6人	10.7%
6級	困難な業務を処理する課長、室長、事務局長又は参事の職務	7人	12.5%

(注) 1 苫前町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの急に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

9) 昇給への勤務実績の反映状況

勤務実績に応じて昇給している。

5. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1) 職場研修

職場研修は主に上司が部下の啓発・向上のため、計画性を持って仕事または仕事に関連させて個別に指導・育成することを基本とした研修である。日々の仕事の中での上司から部下への説明、ほめる・しかる、率先垂範、権限委譲等はもちろんのこと、職場会議、職場内勉強会、さらには部下から上司に対するパソコンの操作説明に至るまですべてが職場研修となる。この職場研修を支援するため、「職場研修マニュアル」を活用するなどして職場研修の活性化に努めている。

2) 一般研修(研修所派遣)等

職員が職務遂行に必要な知識、技能その他基礎的教養を習得させること、あるいは専門的分野の技能を高めることを目的として、階層別に職場外の研修所等に職員を派遣している。

区分	件数	人数
一般研修	10件	20人
専門研修	4件	5人
町村会研修	6件	12人
道外派遣研修	0件	0人
計	20件	37人

3) 特別研修

職員研修は、職員各位が個人の自覚と意欲に基づいて行う自己啓発が基本であることから特別研修として位置づけ、必要な支援を進めている。

4) 勤務成績の評定の状況

本町では、勤務成績の評定制度を導入していない。ただし、全職員についてその昇級時期と勤勉手当支給時において、所定の勤務日数勤務していない職員に対して昇級号俸数を減らすなどの措置を行っている。これにより、平成26年度中に昇級号俸数を減じられた職員は7人、勤勉手当を減額された職員は延べ9人となっている。

6. 職員の福祉及び利益の保護の状況

1) 健康診断事業の状況

労働安全衛生法に基づき、職員の定期健康診断及びその他の健康診断を実施している。

実施事業	受診者数
定期健康診断	10人
人間ドック	57人
がん検診	0人

2) 公務災害の状況

公務中・通勤途上に被災した職員に対し、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償、休業補償、障害補償等の補償を行っている。平成26年度に公務災害及び通勤災害の補償を受けた職員は、それぞれ1人ずつとなっている。

3) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置要求の状況

公務中・通勤途上に被災した職員に対し、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償、休業補償、障害補償等の補償を行っている。平成26年度に公務災害及び通勤災害の補償を受けた職員は、それぞれ1人ずつとなっている。

4) 不利益処分に関する不服申立の状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して不服申立をすることができる。

平成26年度における不服申立は、なかった。

14) 特別職の報酬等の状況 (平成26年4月1日現在)

区分		給料月額等	
		(参考)類似団体における最高/最低額	
給料	町長	672,000円 (840,000円)	820,000円/458,500円
	副町長	578,000円 (680,000円)	647,000円/421,500円
報酬	議長	234,000円 (260,000円)	310,000円/171,100円
	副議長	198,000円 (220,000円)	251,000円/119,000円
	議員	171,000円 (190,000円)	230,000円/100,000円
期末手当	町長・副町長	(26年度支給割合) 3.89月分	
	議長・副議長・議員	(26年度支給割合) 3.89月分	
退職手当	町長	(算定方式) 672千円×在職年数×512.6/100	(1期の手当額) (支給時期) 1,378万円 任期ごと
	副町長	578千円×在職年数×323.4/100	748万円 任期ごと
寒冷地手当	副町長	(26年度支給割合)一般職と同じ	

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

3. 職員勤務時間その他の労働条件の状況

1) 勤務時間の状況

職員の勤務時間は、8時30分～17時15分までの1日7時間45分、週38時間45分である。

1日のうち1時間の休憩時間がある。

区分	範囲	性格	給与
勤務時間(休憩時間除く)	8:30～17:15	職務専念義務の課せられている時間	有給
休憩時間	12:00～13:00	労働から離れることを保障された時間	無給
勤務を要しない日	土曜日、日曜日	勤務時間を割り振らない日	無給
休日	国民の祝日 12/31～1/5	特に勤務を命じられない限り、勤務が免除されている日	無給

(注) 勤務内容によって、勤務時間、勤務を要しない日及び休日が異なる場合がある。

2) 年次有給休暇取得の状況

年次有給休暇は、職員に暦年に20日付与される。なお、年の途中で採用された職員には、採用された月に応じて2日から20日までの範囲内で定められた日数の年次有給休暇が付与される。

また、その年に取得しなかった年次有給休暇の日数は、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。

職員1人当たり平均取得日数(25年度)	12.4日
---------------------	-------

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

1) 分限処分の状況

分限処分は、公務の能率の維持とその適正な運営の確保の目的から、一定の法定事由がある場合に降任、免職又は休職とする処分である。

平成26年度については、延べ1人を分限処分(休職)した。

2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員に法令違反、職務上の義務違反又は職員としてふさわしくない非行があった場合に、戒告、減給、停職又は免職とする処分である。

処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
件数	4件	0件	0件	0件	4件

平成28年苫前町成人式の挙行について



苫前町では新成人の新たな門出を祝う成人式を挙行します。
成人式の対象となる方には12月中に往復ハガキで案内を送付しますが、町内のご出身ですでに転出された方など一部案内ハガキが届かない場合があります。
もし、下記の対象となる方で本町での成人式への参加を希望される方はお手数でも準備の都合がありますので、12月18日(金)までに公民館へ連絡をいただけますようお願いいたします。

- ◆日 時 平成28年1月10日(日) 午後1時～午後2時30分(予定)
- ◆場 所 苫前町公民館講堂
- ◆対 象 平成7年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方

季節労働をされる方は、就労前に健康診断を受けましょう

本町では、季節労働者の健康管理の一環として就労前の健康診断にかかる診断料を町で負担しています。
就労先で健康診断結果の提出が必要となるときや就労前に「自分の健康状態を把握したい」など、健康診断の実施を希望されている方がおりましたら、事前に下記へ連絡をお願いします。



- 対 象 平成27年度中に季節労働者として他の地域で就労予定の方
(季節移動労働者手帳(出稼ぎ手帳)をもっており、既に就労先が内定している方)
- 健康診断先 北海道厚生連JA苫前厚生クリニック
- 診 断 内 容 身体計測、胸部エックス線・血液・尿・心電図検査など
- 経 費 季節労働者の方の負担は発生しません。(町で後日支払います)

苫前町企画振興課商工観光係(☎64-2212)

JA北海道厚生連 苫前厚生クリニックよりお知らせ

皮膚科 外来日は

11月:11月5日(木)、19日(木)
12月:12月3日(木)、17日(木)

受付
13時～16時15分

栄養士による「今日からあらためる食事療法・何でも相談」内科の予約診療は

11月:11月26日(木)
12月:12月11日(金)

毎月、管理栄養士が
対応します。医師の診療
もあります。

どちらも予約制ですので、
事前に電話予約をお願いします。

- 具合が悪くて来院される方はなるべく午前中または午後の早い時間帯での受診をお願いいたします。
(遅い時間の来院は、当院での検査、他院への紹介の際に支障が出ることがあります。十分な診療を行うためにもご協力をお願いします)



JA北海道厚生連 苫前厚生クリニック(TEL65-3535)

風力発電の売電状況

(町営風来望3基分)

27年度の実績 40,133,418円
(H27.3～H27.10)

平成27年10月分の実績
供給電力量 655,900kWh
12,717,901円
(昨年実績 8,644,449円)

苫前町の交通事故情報

平成27年10月の事故状況

発生件数	死者数	負傷者数
1件	0件	1件

平成27年10月末までの累計

発生件数	死者数	負傷者数
3件	0件	7人

交通事故死ゼロ日数は

10月31日現在で **707**日

11月 町税の納期

今月は、

**固定資産税
国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料**

の納付月です。
納期内納入にご協力願います。

氏名	年齢	死亡日	住所
只石モトエ	92	9/26	古丹別
小泉はる	90	9/28	古丹別
高野勝	72	10/14	古丹別
大沼昇平	23	10/19	苫前

戸籍の小箱

謹んでお悔やみ申し上げます

- 苫前町へ
○旭川市 岡田 裕 幹 様
- 苫前小 中学校合同同窓会 様
- 上平 (株)ユーラスエナジー苫前 様
- 苫前町へ(ふるさと応援寄付)
- 札幌市 竹内 俊朗 様
- 札幌市 株式会社協誠会へ
- 羽幌町 ミカエル繁栄実行委員会 様

ご厚志に感謝します

マイナンバー制度に便乗した勧誘や個人情報の取得にご注意

全国的にマイナンバー制度に便乗した勧誘や個人情報の取得を行おうとする電話や訪問に関する相談が増えています。

国や地方公共団体などの行政職員が口座番号、資産の調査、お金の要求などを行うことはありませんので、ご注意ください。

企画振興課商工観光係(☎64-2212)



中学生ギャラリー

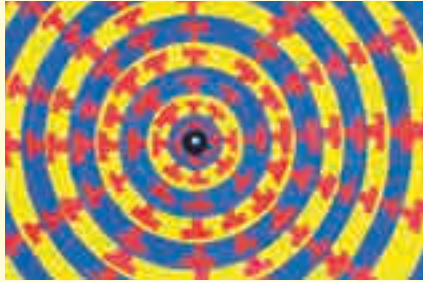
古丹別中学校生徒の作品

『平面構成～郷土の形』

よしたか

1年 鴨田 佳尚くん

非対称にした所を工夫しました。遠くから見ると回っているように見えます。



『平面構成～郷土の形』

みお

1年 河端 美桜さん

どうもこしの皮で熊の形を作ったり、色の組み合わせを工夫し、明るくできたのでよかったです。



『平面構成～郷土の形』

ちとせ

1年 工藤 千翔星さん

遠近感を出すのが大変でしたが、色のバランスを考え、カラフルに塗ることができました。



『また今日も登校する』

ゆうすけ

2年 合田 祐亮くん

光による色の違いをうまく出せました。色の濃さによる違いをよく出すことができました。



『部室』

しょう

2年 清水 将くん

部活で使っている部室のサビを赤と茶色でうまく表現できました。



『晴れた日の校舎』

あゆ

2年 西村 歩優さん

窓に写る木や木の葉に日が当たっている部分の色を工夫でき、上手に描けました。



『自画像』

こうへい

3年 伊藤 行平くん



ジャージが中途半端になったけど、顔の部分はうまく描くことができました。



『自画像』

3年 齊藤 はなさん



髪の毛のところがとくに難しかったけど、写真を見ながらていねいに描くことができました。



『自画像』

なお

3年 猫島 菜央さん



影の部分をつくるのが難しかったです。下描きのデッサンで色の違いがわかるように濃く描きました。



広報とままえ10月号のファイターズ観戦記の中で、来場者に贈呈したお米の名前を「ほしのゆめ」としていましたが、正しくは「ななつほし」の間違いでした。訂正しお詫びします。

12月は町税等の滞納整理強化月間です！

町道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの納め忘れはありませんか？

苫前町では12月を留萌管内統一の取り組みとして「滞納整理強化月間」と設定し、催告書の発送や自宅・勤務先を訪問しての催告及び給与・預貯金の差押えを実施します。

税金は皆さんの暮らしを支える貴重な財源ですので、まだ納税されていない方は早急に納税されるか、下記に連絡願います。



税務町民課税務係 ☎64-2213